

「埼玉県エスカレーターへの安全な利用の促進に関する条例(仮称)骨子案」

に対する意見の募集について

「埼玉県エスカレーターへの安全な利用の促進に関する条例(仮称)案」の策定にあたり、多くの県民の皆様のご意見を反映するため、下記の通り県民コメントを募集いたします。

記

1 ご意見の募集期間

令和2年12月22日(火)～令和3年1月21日(木)(当日消印有効)

2 ご意見の提出方法

(1) 提出方法

ア 郵送の場合

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目9番14号
自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当宛

イ FAXの場合

FAX番号 048-824-3328

ウ 電子メールの場合

E-mail: yoshino@jimin-saitama.net

※ 電子メールでご提出の場合は、件名を「埼玉県エスカレーターへの安全な利用の促進に関する条例(仮称)骨子案」に対する意見とご記載下さい。

※ 電話など口頭でのご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 記載事項

ア 個人でご提出の場合

住所、氏名、ご意見

<必要に応じ、性別、年齢、電話番号の追加をお願い致します。>

イ 法人、その他団体でご提出の場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、ご意見

※ 住所、氏名(法人などの場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

については必ずご記載をお願い致します。

※ 様式は問いません。

3 ご意見の取扱いについて

- (1) ご提出いただいたご意見を考慮し、「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例(仮称)案」を策定いたします。
- (2) 個々のご意見に対する個別回答やご提出いただいた書類についてはご返却いたしませんのであらかじめご了承ください。
- (3) 本県民コメントを通してお預かりした個人情報については、「埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例(仮称)案」の策定にあたってのみ使用し、使用目的以外での利用はいたしません。
- (4) 上記(3)について、条例案策定に際し埼玉県等関係機関へ情報提供する場合がございます。県民コメントをご提出いただいた際には関係機関への情報提供に承諾されたものとみなしますので予めご了承ください。

4 お問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-9-14

自由民主党埼玉県支部連合会 県民コメント担当

TEL 048-824-3297

FAX 048-824-3328

E-mail yoshino@jimin-saitama.net

以上

埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例(仮称) 骨子案

2020/12/18

		項目	概要
総則	1	目的	エスカレーターの安全な利用に関する責務、エスカレーターの利用及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、安心して暮らすことのできる社会を実現する。
	2	定義	必要な用語を定義 <ul style="list-style-type: none"> ・エスカレーター : エスカレーター(動く歩道を含む) ・利用者 : エスカレーターを利用する者 ・管理者 : エスカレーターを管理する者 など
	3	県の責務	エスカレーターの安全な利用の促進に関する施策の策定、実施する責務
	4	県民の責務	① エスカレーターの安全な利用への理解、自主的な取組を行う責務 ② 県及び事業者が実施する施策に協力する責務
	5	事業者の責務	① エスカレーターの安全な利用への理解、自主的な取組を行う責務 ② 県が実施する施策に協力する責務
実体的規定	6	利用者の義務	利用者は、エスカレーターでは立ち止まった状態で乗らなければならない。
	7	管理者の義務	管理者は、エスカレーターを安全に利用させるため、「6 利用者の義務」を周知しなければならない。
	8	指導及び助言	知事は、管理者に対して指導及び助言ができる。
	9	勧告及び公表	① 知事は、管理者が「7 管理者の義務」に違反していると認めるときは期限を定めて勧告ができる。 ② ①の勧告に従わず、かつ、エスカレーターの安全な利用を確保するために必要があると認めるときは公表ができる。

附則	1	施行日	令和3年10月1日から施行
	2	見直し	県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直す。